

別記様式(第4条関係)

会 議 録

会議の名称	第3回加東市商工業振興協議会
開催日時	平成30年10月12日(金) 15時00分から17時05分まで
開催場所	加東市役所5階 501会議室
議長の氏名 (会長 宮崎良平)	
出席及び欠席委員の氏名	
<出席委員>	
	・長沼恒雄・村上琢也・金川次男・吉田伊佐見・長谷川妙子・土肥富幸・生頼和也
	・篠原靖尚・藤川憲二
<欠席委員>	
	なし
出席した事務局職員の氏名及びその職名	
	・産業振興部商工観光課長 原田幸広
	・産業振興部商工観光課副課長 藤原 武
	・産業振興部商工観光課係長 松本裕介
	・産業振興部商工観光課主査 上山剛史
協議事項	
	商工業振興施策について
	①出張合同企業説明会
	②インターンシップ合同PR会
	③1Day合同インターンシップ開催
	上記の開催内容、開催場所の協議を行う。
平成30年12月11日	
	会 長 宮崎良平
	副会長 長沼恒雄

(別紙) 加東市商工業振興協議会・会議の経過

1 開会

2 協議「商工業振興施策について」

事務局から一括説明

- ・出張合同企業説明会
- ・インターンシップ合同PR会
- ・1 Day合同インターンシップ開催

上記の開催内容、開催場所の協議を行う。

【質疑応答等】

○開催時期について

委員 合同企業説明会の開催時期として6月は、学生や企業にとって有効な時期なのか。

委員 各企業説明会への学生の参加状況から、多くの学生が参加できる時期を見極めることが重要ではないか。

事務局 民間事業者に参加状況を確認したところ、6月頃よりも3月頃のほうが企業説明会への参加者が多いようである。

委員 各大学内でも12月頃から就職説明会が始まり、企業は3月から会社説明会を行うため、6月開催では遅いと考える。

委員 企業の採用側としてはやはり参加者を増やすことが重要と考える。

委員 中小企業でも4月企業説明会、6月から採用面接の実施がスタンダードなのか。

委員 実際には6月の面接までに書類選考があり、6月時点では絞り込まれている。

参加学生を多くするならば6月の企業説明会は時期として少し遅い。

委員 4年生向けに6月頃に企業説明会を実施するよりも、3年生向けに2、3月頃に実施した方が学生の参加が期待できる。

委員 2、3月開催であれば、春休み時期であり、里帰りによる参加も期待でき、地元就職に繋がる。

委員 市内で9月に開催している「就職面接・相談会」の開催時期を早めることはできないのか。

事務局 ハローワーク西脇に協力を得て開催しているため、調整が必要である。

○開催場所について

委員 神戸姫路地域では学生が集まることは期待できるが、単に参加者が多いからといって、採用に繋がるとは限らない。加東市内に就職願望のある学生は、市内開催でも来てくれるのではないかと考える。会場は加東市内でも良いのではないか。

委員 前回協議会では「市内企業のPRに有益」などの理由で、神戸等での開催を予定していたのではないか。

議長 加東市で開催するのでは、既存の就職面接・相談会と同じではないか。

委員 加東市まで足を運ぶ学生の方が、加東市で働きたいという意欲があると思われる、加東市内開催の方が就職に繋がるのではないかと。

議長 開催場所については意見が分かれているので「加東市開催」か、「神戸姫路地域の開催」か、採決を採りたい。

<採決結果：加東・・・6人、神戸姫路地域・・・4人>

#### ○開催方法について

議長 加東市内企業のみでの参加とするか、民間事業者との共催方式により市外企業も参加することで参加学生の増加を図るか、についてはどうか。

委員 市外企業が参加すれば、市内企業の存在が薄れることはないかと。

事務局 参加学生を増やすためには市外企業の参加は有効と考える。民間事業者は就職サイトを活用した宣伝広告を展開しており、播磨地域での就職を希望する学生に対して直接PRすることが大きな強みと考えている。

委員 来年度実施する事業としては合同企業説明会だけですか。インターンシップ等の事業はどうするのか。

事務局 合同企業説明会の委託事業費は約200万円を見込む。インターンシップ事業を委託すれば事業費は約400万円となる。

議長 11月開催予定のインターンシップ事業は企業説明会に向けてのものか。

事務局 3月頃実施予定の企業説明会の前段階として、インターンシップ事業は計画したものである。

議長 まず来年度は合同企業説明会の1つに絞って実施させてもらいたい。

委員 参加企業に対する事前セミナーは必要ではないかと。

事務局 事前セミナーの開催費用は事業費に含まれており、企業説明会に含めて実施可能である。

議長 企業面接会を加東市で開催する方針とする。市内を会場とした場合でも民間事業者との共催方式が可能なのかは改めて確認いただきたい。

以上

### 3. 閉会